

いるまイクボス共同宣言企業募集要領

1 目的

働きやすさ・住みやすさが実感できる「元気な子どもが育つまち」、「子育てしやすいまち」をつくることを目的に、働く人が安心して子育てや介護ができる職場環境を整備し、誰もがいきいきと働き、充実した人生を送ることができる社会の実現に向けた意識の高揚を図るため、「いるまイクボス共同宣言」に賛同する企業・団体を募集するものとする。

2 「イクボス」とは

「イクボス」とは、職場で共に働く部下と自らのワーク・ライフ・バランスを考え、それぞれのキャリアや人生を応援することで、生き生きとした職場環境づくりをすすめる上司（ボス）のことをいう。

3 募集

市長は、「いるまイクボス共同宣言」の趣旨に賛同し、市公式ホームページに「いるまイクボス共同宣言企業」として掲載を希望する企業・団体（以下「宣言企業」という。）を募集する。

4 募集要件

宣言企業として応募できる企業・団体は、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 入間市内に事業所等を置き、常時雇用する従業員を有していること。
- (2) 「いるまイクボス共同宣言」に賛同し、企業・団体の代表者又は管理職等が「イクボス」となる決意があること。
- (3) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守していること。
- (4) 法令に適合した就業規則等を整備していること。

5 申込み方法

いるまイクボス共同宣言企業申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて市長へ提出するものとする。

6 募集期間

平成29年9月1日から平成31年10月31日までとする。

7 宣言企業の広報

市長は、市公式ホームページの「いるまイクボス共同宣言企業」の紹介ページに、宣言企業の申込書記載内容及び写真を掲載する。

なお、宣言企業について広報するに相応しくない事由があると認められる場合には、

市公式ホームページでの掲載を休止することとする。

8 「いるまイクボス共同宣言書」の交付

市長は、宣言企業に「いるまイクボス共同宣言書」（様式第2号）を交付する。

交付された「いるまイクボス共同宣言書」は、宣言企業の代表者等がサインし、宣言企業において掲示するものとする。

9 宣言企業の取り組み

宣言企業は、「いるまイクボス共同宣言」に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組みその他の職場環境の整備に取り組むことに努めるものとする。

10 宣言企業への支援

市長は、宣言企業に対し、「イクボス」啓発事業等の情報提供その他の支援を行うものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。